

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別
措置法案委員会修正要旨

一、施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

二、法律の失効

この法律は、この法律の施行の日から起算して六月を経過した日に、その効力を失うものとする。